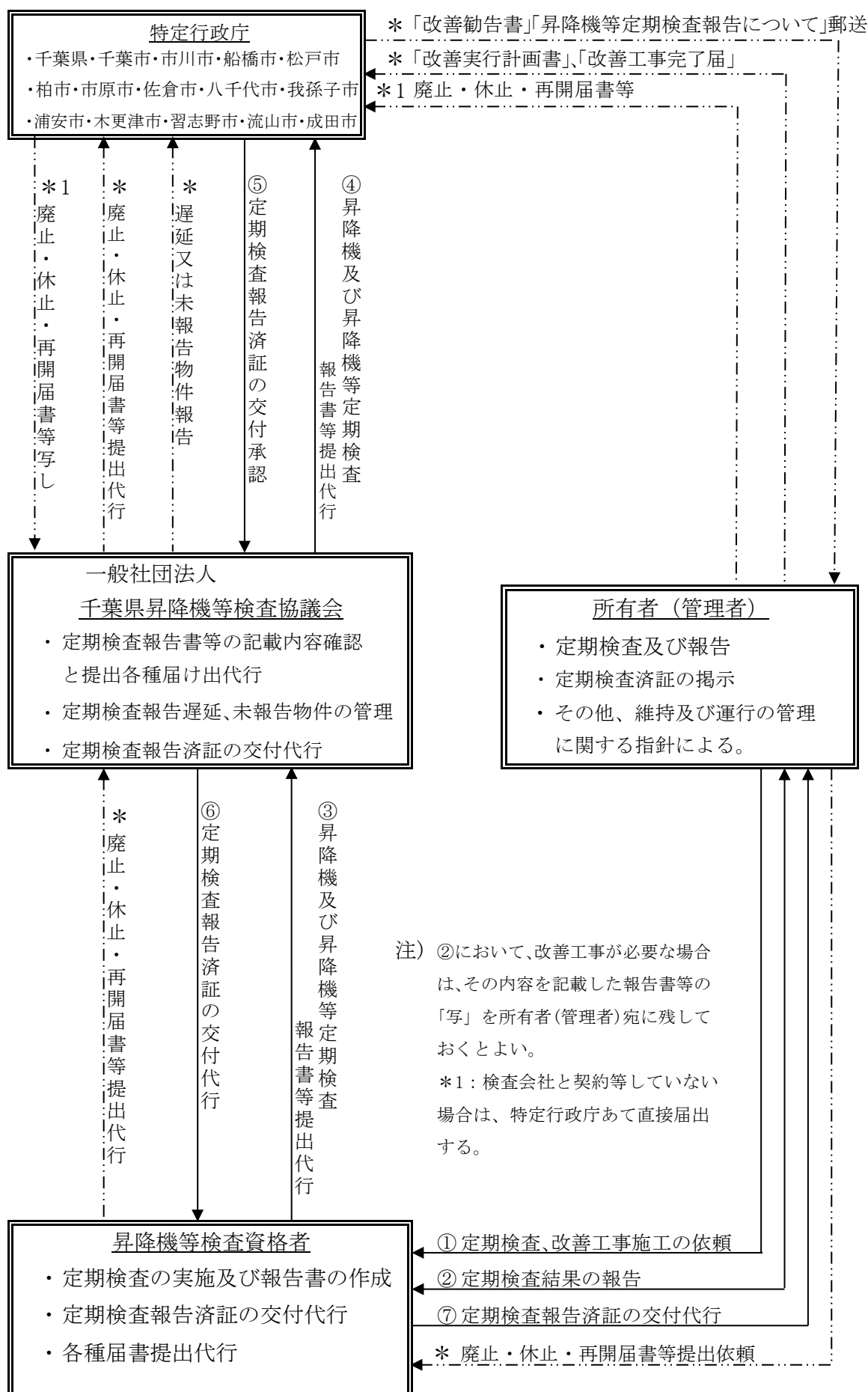


1.昇降機等定期検査報告書等の報告ルーティング



※数字は枠に掛からない様に御記入下さい。

1

整理番号			-		-		-		-				(		号機	)
------	--	--	---	--	---	--	---	--	---	--	--	--	---	--	----	---

1. 建築基準法第12条第5項による報告書（1）

令和 年 月 日

様

報告者 住 所

氏 名

(法人にあってはその事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名)

下記昇降機の確認申請を要しない改修工事を行うので報告します。

記

確 認 済 証	昭・平・令	年	月	日	第	号
検 査 済 証	昭・平・令	年	月	日	第	号
設 置 者 の	住 所					
	氏 名					
建 築 物 の	所在地					
	名 称					
設 計 者 の	住 所					
	氏 名					
製 造 者 の (メーカー)	所在地					
	名 称					
施 工 者 の	住 所					
	氏 名					
昇降機等の種類・用途						
報 告 事 項						
理 由						

注；※印のある欄は記入しないで下さい。

※受付欄	※決裁欄	※
	※総合所見	

1.「建築基準法第12条第5項による報告書(1)」の提出要領

1. 適用範囲

この要領は、エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機、遊戯施設等の確認申請を要しない軽微な仕様変更を伴う修理工事を行う場合について適用する。

2. 定義

(1) 修理工事

① 確認申請書(計画通知書)の提出を必要としない軽微な仕様変更

3. 報告用紙及び報告の時期

(1) 建築基準法第12条第5項による報告書(1)を使用する。

(2) 上記2. 項(1)による修理工事を行う場合に適時報告する。

4. 提出部数

(1) 建築基準法第12条第5項による報告書(1)は原則として1基ごとに「正」、「副」を提出する。

5. 記入要領

(1) 欄外最上段の整理番号は、当該昇降機等の整理番号を記入する。

(2) 行政庁宛先

千葉県知事様

〇〇〇市長様

(3) 右上年月日は、提出年月日を和暦で記入する。

(4) 報告者は、住所及び氏名を記入する。

① 法人にあっては、主な事務所の所在地、名称及び代表者の職名並びに氏名を記入する。

(5) 設計者又は製造者氏名

① 当該昇降機等の設計又は製造者(メーカー)の所在地、会社名を記入する。(個人の場合は住所、氏名とする。)

以上

※数字は枠に掛からない様に御記入下さい。

1

整理番号			-		-		-		-				(		号機	)
------	--	--	---	--	---	--	---	--	---	--	--	--	---	--	----	---

2. 建築基準法第12条第5項による報告書（2）（参考様式）

令和 年 月 日

様

報告者 住 所

氏 名

(法人にあってはその事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名)

検査済証のない建築物に設置された昇降機について、定期報告を行うにあたり、昇降機の確認申請時の状況及びその後の維持管理について以下のとおり報告します。この報告書は事実に相違ありません。

記

確 認 済 証	昭・平・令	年	月	日	第	号
検 査 済 証	昭・平・令	年	月	日	第	号
設 置 者 の	住 所					
	氏 名					
建 築 物 の	所在地					
	名 称					
設 計 者 の	住 所					
	氏 名					
製 造 者 の (メーカー)	所在地					
	名 称					
施 工 者 の	住 所					
	氏 名					
昇降機等の種類・用途						
報 告 事 項						
理 由						

注；※印のある欄は記入しないで下さい。

※受付欄	※決裁欄	※
	※総合所見	

2.「建築基準法第12条第5項による報告書(2)」の提出要領(参考)

1. 適用範囲

この要領は、検査済証が交付されていない建築物に設置されたエレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等に対し、報告指定ワッペン又は定期検査報告済証の交付を希望し、特定行政庁から適法確認を求められた場合の報告について適用する。

尚、掲載している建築基準法第12条第5項による報告書(2)、提出要領は参考であり、報告に関する詳細は所轄の特定行政庁に確認すること。

2. 報告条件

(1) 確認済証

① 建築物、昇降機の確認済証が交付されていること。

(2) 適法性

① 昇降機に係る部分について、設置された当時の建築基準法令の規定、又はそれ以降の建築基準法令の規定に適合すること。

3. 報告用紙

(1) 報告をする場合の報告様式は、所轄の特定行政庁に確認すること。

(2) 報告書様式に特定行政庁の指定がなく、建築基準法第12条第5項による報告書(3)を使用する場合は、所轄の特定行政庁の承認を得ること。

4. 提出書類

(1) 報告に必要な提出書類は所轄の特定行政庁に確認すること。

5. 提出部数

(1) 原則として1基ごとに「正」、「副」を提出する。

6. 記入要領

(1) 欄外最上段の整理番号は、当該昇降機等の整理番号を記入する。

(2) 行政庁宛先

千葉県 知事 様
〇 〇 〇 市長 様

(3) 右上年月日は、提出年月日を和暦で記入する。

(4) 報告者は、住所及び氏名を記入する。

① 法人にあっては、主な事務所の所在地、名称及び代表者の職名並びに氏名を記入する。

(5) 設計者又は製造者氏名

① 当該昇降機等の設計又は製造者（メーカー）の所在地、会社名を記入する。（個人の場合は住所、氏名とする。）

7. その他

① 建築基準法12条5項での報告は、特定行政庁の求めにより実施するものであり、掲載の建築基準法第12条第5項による報告書(2)（参考様式）を使用する場合は、所轄の特定行政庁の承認が必要となる。

3. 昇降機等の所有者変更届 建築物の名称

令和 年 月 日

殿

届出人 住所

氏名

電話

—

—

1.	設置場所の所在地		
2.	検査済証交付年月日及び番号		年 月 日 第 号
3.	昇降機等の種別、用途、 定員及び積載量		
4. 変更 前	所有者の	住所	
		氏名	
	管理者の	住所	
		氏名	
建築物の名称 及び用途			
5. 変更 後	所有者の	住所	
		氏名	
	管理者の	住所	
		氏名	
建築物の名称 及び用途			
6.	変更年月日		
7.	変更の理由		
8.	保守業者又は 設備管理者の	住所	
		氏名	

注) 1 不要な文字は——で抹消して下さい。

2 届出は原則として変更後の所有者（又は管理者）がして下さい。

※受付欄	※決裁欄	※

4. 特定建築設備等変更（廃止・休止・再開）届

年 月 日第 号で確認された特定建築設備等について、次のとおり
変更（廃止・休止・再開）したので届け出ます。

令和 年 月 日
様

届出人 住 所

氏 名

1 変更(廃止・休止・再開)する設備	設 置 場 所	
	設置場所の名称	
	設置場所の用途	
2 所 有 者 住 所 氏 名		
3 管 理 者 住 所 氏 名		
4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名		
5 特定建築設備等の種類・用途・構造		
6 変更(廃止・休止・再開)の理由		
7 検査済証交付年月日及び番号	年 月 日 第 号	

注

- 所有者と管理者が異なる場合の届けは、管理者が提出してください。
- 届出は、一基(一設備)ごとに提出してください。

※受付欄	※決裁欄	※

4.昇降機等変更(廃止・休止・再開)届の提出要領

1. 適 用 範 囲

この要領は、エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機、遊戯施設等の廃止、休止及び休止後の再使用の届出について適用する。

2. 定 義

(1) 廃 止

- ① 撤 去
- ② 移 設
- ③ 確認申請書(計画通知書)の提出を必要とする仕様変更

(2) 休 止

- ① 一定期間運転を休止する場合をいう。

(3) 再 開

休止状態から再使用する場合をいい、再使用の時期が定期検査報告済証の有効期限を経過している場合には、昇降機等検査員による使用再開検査を行い、「昇降機定期検査報告書」、「定期検査成績表」、「検査表」の提出を必要とする。

この場合、以後の定期検査の「報告指定月」は使用再開検査の日の属する月に応答する月とする。

3. 届出用紙及び届出の時期

- (1) 特定建築設備等変更(廃止・休止・再開)届用紙を使用する。
- (2) 再使用の場合は、使用しようとする日の20日前までに届け出る。
- (3) 廃止または休止した場合は適時届け出る。

4. 作成部数及び提出

- (1) 廃止、休止、再開届とも原則として1基ごとに「正」、「副」を作成し、提出する。
- (2) 撤去新設、移設、仕様変更等で確認申請書(計画通知書)を提出する場合は、これに添付し、提出する。

5. 記 入 要 領

- (1) 欄外最上段整理番号は、当該昇降機等の整理番号を記入する。
- (2) 確認年月日及び番号は、検査済証又は完了検査済ワッペン等で確かめて記入する。
- (3) 表題は、不要な文字を抹消する。(廃止届の場合は、休止及び再開の文字を抹消する。)
- (4) 行政庁宛先
千 葉 県 知 事 様
〇 〇 〇 市 長 様
- (5) 届出年月日は、届出年月日を和暦で記入する。
- (6) 届出人は、所有者又は管理者の住所及び氏名を記入する。
 - ① 所有者又は管理者が変更になった場合は、異動後の所有者又は管理者とする。
 - ② 法人にあっては、主な事務所の所在地、名称及び代表者の職名並びに氏名を記入する。

以 上

(7) 変更（廃止・休止・再開）する設備

- ① 設置場所は、当該建築物又は昇降機等の所在地を記入する。
- ② 設置場所の名称は、
 - イ. 昇降機・・・その建築物の名称とする。 ○ ○マンション等
 - ロ. 遊戯施設・・・遊園地等の名称とする。 ○ ○ランド又は○ ○百貨店等
- ③ 設置場所の用途は、建物用途コード表(D-9ページ)を参照して記入する。

(8) 所有者住所氏名

当該昇降機等の所有者(所有者とは登記上の所有者をいう。)の住所、氏名、電話番号を記入する。(法人にあっては前(6)項に同じ。)

(9) 管理者住所氏名

- ① 当該昇降機等の管理者の住所、氏名、電話番号を記入する。(法人にあっては前(6)項に同じ。)
- ② 管理者とは昇降機等の所有者から、その維持管理上の権限を委任されている者。(通常管理人、支配人、その他管理者と見なされ易い名称で呼ばれている者であっても上記の定義にあてはまらない場合は管理者ではありません。)

(10) 工事施行者住所氏名

- ① 当該昇降機等の設計又は製造者(メーカー)の所在地、会社名を記入する。(個人の場合は住所、氏名とする。)

(11) 昇降機等の概要は種類・用途・構造

- ① 昇降機の場合は、「エレベーター」、「エスカレーター」、「小荷物専用昇降機」等の種類及び用途を記入する。
- ② 遊戯施設の場合は、種類、用途及び構造を記入する。

(12) 変更（廃止・休止・再開）の理由

- ① 廃止、休止、再開する場合にその理由を記入する。

(13) 検査済証交付年月日及び番号

- ① 検査済証又は完了検査済ワッペン等で確かめて記入する。

6. 作成上の留意事項及び記入要領

- (1) 用紙自体(未記入の状態)の複写したものは認められるが、作成したものの複写は受理されません。
- (2) 所有者が倒産により失踪し不明の場合は、破産管財人または債権者代表による届出を可とする。(廃止、休止の場合)
- (3) 予定の休止期間を超えて休止する場合は、改めて休止届を提出すること。

7. その他

検査資格者は、休止届を提出する所有者又は管理者に対して、休止中の第三者による事故防止をも含めて、次のことについて指導をして下さい。

- (1) 利用者が間違って運転することのないよう、閉扉して供給電源を切る等の処置をすること。
- (2) 再使用する場合には、再開届が必要であり有効期限が切れていれば再使用検査をすること。

* 上記において有効期限内に再使用する場合は、再使用検査は不要であるが精密点検が必要である。

以 上

5. 改善実行計画書

令和 年 月 日

様

(所有者又は管理者)

住 所

氏 名

建築物の名称	
建築物の所在地	

昇降機等の種別

- ☐ エレベーター (用途:) 第 号機
☐ エスカレーター 第 号機
☐ 小荷物専用昇降機 第 号機
☐ 遊 戯 施 設 (固有名称:) 第 号機
(一般名称:)

上記昇降機は、検査の結果 (定期検査日 年 月 日)
 下記の指摘個所がありましたので、改善工事を施行することを確約いたします。

記

項目No.	不 良 内 容	項目No.	不 良 内 容

完了予定期日 年 月 日

備 考

(予定施工会社)

所在地

名 称

※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※ 総 合 所 見
年 月 日		
第 号		
係員氏名		

注 ; ※印のある欄は記入しないで下さい。

5. 改善工事完了届

令和 年 月 日

様

(所有者又は管理者)

住 所

氏 名

(検査者)

住 所

氏 名

(交付番号 第 号)

建築物の名称	
建築物の所在地	

昇降機等の種別

- ☐ エレベーター (用途:) 第 号機
☐ エスカレーター 第 号機
☐ 小荷物専用昇降機 第 号機
☐ 遊戯施設 (固有名称:) 第 号機
(一般名称:)

年 月 日付けで改善計画のあった下記事項について

年 月 日に当該工事を完了したので届けます。

記

項目No.	改善内容	検査者 所見	

※ 受付欄	※ 決裁欄	※ 総合所見
年 月 日		
第 号		
係員氏名		

注；※印のある欄は記入しないで下さい。

5.「改善実行計画書」及び「改善工事完了届」の提出要領

1. 適用範囲

この要領は、定期検査結果に不良項目があった場合の「改善実行計画書」及び、その修理項目が完了した場合の「昇降機等改善工事完了届」の届出について適用する。

2. 目的

建築基準法(以下「法」という。)第12条第3項の規定による昇降機等の定期検査の結果に不適合項目が存在した場合には、法第10条の「保安上危険な建築物等に対する措置」の適用を受ける事になる。

定期検査結果、検査結果表の要是正欄に、不適格「レ」のある場合、検査者(検査員)は、所有者(又は管理者)に指導を行い、速やかに修理ができない個所については所有者(又は管理者)が「改善実行計画書」を提出することにより、改善の確約をするものである。

3. 改善実行計画書の提出

(1) 定期検査の結果、検査結果表の要是正欄に、不適格「レ」のある場合、必ず「定期検査報告書」の特記欄にその旨を記載し、「改善実行計画書」を添付する。

(2) 上記(1)項において「改善実行計画書」が添付されない場合は特定行政庁より「改善勧告書」が所有者(又は管理者)宛に郵送される。

(3) 定期検査の結果、検査結果表の要重点点検欄に、「レ」のある場合、必ず「定期検査報告書」の特記欄にその旨を記載すること。

この場合は、「改善実行計画書」の提出の必要はない。

4. 改善実行計画書の記入要領

作成にあたっては検査資格者が所有者(又は管理者)の代行をして作成し、所有者(又は管理者)の了承を得る。

(1) 欄外最上段整理番号は、当該昇降機等の整理番号を記入する。

(2) 提出又は届出先

千葉県 知事 様

〇〇〇 市長 様

(3) 所有者(又は管理者)の住所氏名

当該施設の所有者(又は管理者)名及び、その住所を記入する。法人にあつては、その主な事務所の所在地及び名称並びに代表者氏名。

(4) 建築物の名称及び所在地

当該建築物の一般名称又は、遊園地等の固有名称並びにその所在地を記入する。

(5) 昇降機等の種別

エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機、遊戯施設の該当種別名の先頭の

チェックボックスに「レ」マークを付し、号機番号を記入する。

エレベーターの場合は用途を、遊戯施設の場合は固有名称と一般名称も記入する。

(6) 定期検査年月日

当該昇降機又は施設の定期検査を実施した年月日を記入する。

(7) 項目No.と不良内容

点検表における指摘項目のNo. と不良内容を記入する。

(8) 改善完了予定期日

当該不良個所の修理予定日又は、修理が完了する年月日を記入する。

なお、不良個所が複数ある場合においては、全個所が完了する日とする。

(9) 予定施行会社

当該改善工事を施行する会社名及び、その所在地を記入する。

(10) 備 考

特記すべき事項がある場合に記入する。

5. 改善工事完了届の提出

(1) 提出された「改善実行計画書」に記載の項目No.毎の不良内容について改善が完了した場合にこの届を提出する。

(2) 定期検査の結果、検査結果表の要是正欄に不適合「レ」があり、その定期検査報告書の提出前に修理が完了した場合は、指摘「A」とし、「定期検査報告書」の特記欄にその旨を記載すること。

(3) 改善が完了した場合は、この「改善工事完了届」受理後、定期検査報告済証(ワッペン)が交付される。

(4) 記入要領

改善実行計画書の記入要領に順ずる。

6. 定期検査報告済証の取扱いと指導

(1) 定期検査の結果、検査結果表の要是正欄に不適合「レ」がある場合の定期検査報告済証(ワッペン)は、「改善工事完了届」受理後、交付される。

(2) 「昇降機等改善実行計画書」を提出した昇降機等については、監視、フォローを充分に行い、早期に改善工事が完了するよう指導する。

7. 提出部数

(1) 「改善実行計画書」、「改善工事完了届」とも、「正」、「副」を作成し、提出する。但し、「副」はコピーで可とする。

以 上

6.昇降機の適切な維持管理に関する指針(平成28年2月国土交通省)

第一章 総則

第1 目 的

この指針は、所有者が昇降機を常時適切な状態に維持することができるよう、建築基準法（昭和25年法律第201号、以下「法」という。）第8条第1項の規定の趣旨に鑑み、また、同条第2項の規定により国土交通大臣が定める指針（昭和60年建設省告示第606号）に規定された事項の具体的方策を示すものとして、昇降機の適切な維持管理に関して必要な事項を定め、もって昇降機の安全性の確保に資することを目的とする。

第2 用語の定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 昇降機 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の3項第1項各号に規定するエレベーター、エスカレーター又は小荷物専用昇降機をいう。
- 二 所有者 昇降機の所有者をいう。
- 三 管理者 昇降機の保守・点検を含む建築物の管理を行う者（ただし、昇降機の保守・点検を業として行う者を除く）をいう。
- 四 保守 昇降機の清掃、注油、調整、部品交換、消耗品の補充・交換等を行うことをいう。
- 五 点検 昇降機の損傷、変形、摩耗、腐食、発生音等に関する異常・不具合の有無を調査し、保守その他の措置が必要かどうかの判断を行うことをいう。
- 六 保守点検業者 所有者からの委託により保守・点検を業として行う者をいう。
- 七 製造業者 昇降機の製造を業として行う者をいう。ただし、製造業者が製造、供給又は指定した部品を保守点検業者がそれ以外の部品に交換した場合においては、当該保守点検業者を含む。

第3 基本的考え方

昇降機を常時適法な状態に維持するためには、所有者、保守点検業者及び製造業者がそれぞれ第1章第4に規定する役割を認識した上で、契約において責任の所在を明確にするとともに、所有者がこの指針に示す内容に留意しつつ昇降機の適切な維持管理を行うことを旨とする。

第4 関係者の役割

1 所有者は、次の各号に掲げる責任を有するものとする。

- 一 製造業者による保守・点検に関する情報を踏まえ、昇降機を常時適法な状態に維持するよう務めること。
- 二 自ら適切に保守・点検を行う場合を除き、必要な知識・技術力等を有する保守点検業者を選定し、保守・点検に関する契約（以下「保守点検契約」という。）に基づき保守点検業者に保守・点検を行わせること。
- 三 保守点検業者に昇降機の保守・点検、修理等の業務を行わせるの当たっては、保守点検業者が必要とする作業時間及び昇降機の停止時間を確保するとともに、保守点検業者が安全に業務に従事することができる措置を講ずること。
- 四 機器の劣化等により昇降機の安全な運行に支障が生じるおそれがある場合その他昇降機の安全な運行を確保するために必要である場合は、速やかに自ら保守その他の措置を講じ、又は保守点検業者に対して当該措置を講じさせ、昇降機の安全性の確保を図ること。
- 五 標識の掲示、アナウンス等により昇降機の利用者に対してその安全な利用を促すこと。

2 所有者及び保守点検業者は、保守点検契約において、保守点検業者が次の各号に掲げる責任を有することを明確にするものとする。ただし、保守点検契約における責任の有無にかかわらず、保守点検業者は次の各号に掲げる責任を果たすよう努めなければならない。

- 一 保守点検契約に基づき、所有者に対して保守・点検の結果（不具合情報を含む）を文書等により報告しつつ、適切に保守・点検の業務を行うこと。
 - 二 点検の結果、保守点検契約の範囲を超える修理又は機能更新が必要と判断した場合は、当該修理又は機能更新が必要な理由等について、文書等により所有者にたいして十分に説明を行うこと。
 - 三 所有者が昇降機の維持管理に関する助言を求めた場合その他必要に応じて所有者に対して適切な提案又は助言を行うこと。
 - 四 昇降機において、安全な運行に支障が生じるおそれのある欠陥の可能性があると判断した場合は、速やかに当該昇降機の所有者及び製造業者にその旨を伝えること。
 - 五 不具合情報を収集・検討し・保守・点検が原因となるものがないか、検討に努めること。
- 3 所有者及び製造業者は、昇降機の売買契約等において、製造業者が次の各号に掲げる責任を有することを明確にするものとする。ただし、売買契約等における責任の有無にかかわらず、製造業者は次の各号に掲げる責任を果たすよう努めなければならない。
- 一 製造した昇降機の部品等を、当該昇降機の販売終了時から起算して当該昇降機の耐用年数を勘案して適切な期間供給すること。
 - 二 適切な維持管理を行うことができるように、所有者に対して維持管理に必要な情報又は機材を提供又は公開するとともに、問い合わせ等に対応する体制を整備すること。
 - 三 製造した昇降機において、安全な運行に支障が生じるおそれのある欠陥（当該製造業者の責めに帰すべき事由に基づく欠陥に限る。次号において同じ。）が判明した場合は、速やかに当該昇降機の所有者に対してその旨を伝え、無償修理その他の必要な措置を講じるとともに、当該昇降機の所有者に対して講じた措置の内容を文書等により報告すること。
 - 四 不具合情報を収集・検討し、安全な運行に支障が生じるおそれのある欠陥が原因となるものがないか、その検討につとめること。
- 4 所有者と管理者が異なる場合において、第1章第3及び第4（第3項を除く。）第2章（第6第1項から第4項までを除く。）、第3章並びに第4章中「所有者」とあるのは、その役割に応じ「管理者」と読み替えるものとする。

第二章 昇降機の適切な維持管理のために所有者がなすべき事項

第1 定期的な保守・点検

- 1 所有者は、自ら適切に保守・点検を行う場合を除き、保守点検契約に基づき、昇降機の使用頻度に応じて、定期的に、保守・点検を保守点検業者に行わせるものとする。
- 2 所有者は、保守点検業者に保守・点検を委託する場合は、保守点検業者が昇降機の保守・点検を適切に行うことができるよう、製造業者が作成した保守・点検に関する文書等、昇降機に係る建築確認・検査の関係図書、第1章第4第3項第三号に規定する文書等、第二章第1第3項、第二章第2第2項及び第二章第3第5項に規定する過去の作業報告書等、第二章第5第1項に規定する定期検査報告書等の写しその他保守点検業者が適切に保守・点検を行うために必要な文書等を、保守点検業者に閲覧させ又は貸与するものとする。
- 3 所有者は、保守点検業者に保守・点検に関する作業報告書を提出させるものとする。
なお、所有者が自ら保守・点検を行う場合は、所有者が保守・点検に関する作業記録を作成するものとする。

第2 不具合の発生時の対応

- 1 所有者は、昇降機に不具合が発生したことを確知した場合は、速やかに当該昇降機の使用中止その他の必要な措置を講じ、又は保守点検業者に対して当該措置を講じさせるものとする。
- 2 所有者は、保守点検業者に不具合に関する作業報告書を提出させるものとする。なお、所有者が自ら保守を行う場合は、所有者が不具合に関する作業記録を作成するものとする。
- 3 所有者は、不具合情報を公益性の観点から製造業者等に提供するなど有効活用することに協力するよう努めるものとする。

第3 事故・災害の発生時の対応

- 1 所有者は、人身事故が発生した場合は、応急手当その他必要な措置を速やかに講じるとともに、消防及び警察に連絡するものとする。
- 2 所有者は、前項の人身事故が昇降機における死亡事故若しくは重傷又は機器の異常等が原因である可能性のある人身事故に相当する場合は、別表1の昇降機事故報告書により速やかに特定行政庁に対して報告するものとし、当該報告書の作成に当たって必要に応じて保守点検業者の協力を求めるものとする。
- 3 所有者は、警察、消防、特定行政庁等の公的機関又は保守点検業者等が行う現場調査に協力するとともに、現場調査の結果を公益性の観点から製造業者等に提供するなど有効活用することに協力するものとする。
- 4 所有者は、事故・災害が原因で昇降機の運行に影響を及ぼすような故障が発生した場合は、当該昇降機の使用を中止し、点検及び必要な修理によりその安全性が確認されるまで使用を再開しないものとする。
- 5 所有者は、保守点検業者に事故・災害に関する作業報告書を提出させるものとする。
なお、所有者は、自ら保守を行う場合は、所有者が事故・災害に関する作業記録を作成するものとする。

第4 昇降機の安全な利用を促すための措置

- 1 所有者は、標識の掲示、アナウンス等によって昇降機の利用者に対してその安全な利用を促す措置を講じるものとする。
- 2 所有者は、昇降機の安全性が確保されていないと判断した場合は、速やかにその使用を中止し、保守点検業者にその旨連絡するものとする。その場合にあつては、保守点検業者は必要な措置を講じるものとする。

第5 定期検査等

- 1 所有者は、定期検査等（法第12条第3項の規定に基づく定期検査又は同条第4項の規定に基づく定期点検をいう。）を行う資格者（一級建築士、二級建築士又は昇降機検査資格者をいう。）の求めに応じて、製造業者が作成した保守・点検に関する文書等、昇降機に係る建築確認・検査の関係図書、第一章第4第3項第三号に規定する文書等、第二章第1第3項第二章第2第2項及び第二章第3第5項に規定する過去の作業報告書等、定期検査報告書（同条第4項の規定に基づく定期点検の場合にあつては、当該定期点検の結果）の写しその他保守点検業者が適切に保守・点検を行うために必要な文書等を、定期検査等を行う資格者に閲覧させ、又は、貸与するものとする。
- 2 所有者は、定期検査報告済証の掲示など定期検査等を行った旨の表示その他昇降機の安

全性に関する必要な情報提供（戸開走行保護装置又は地震時管制運転装置を設置した場合にあっては、その旨の表示を含む。）に努めるものとする。

第6 文書等の保存・引継ぎ等

- 1 所有者は、製造業者が作成した保守・点検に関する文書等及び昇降機に係る建築確認・検査の関係図書及び第一章第4第3項第三号に規定する文書等を当該昇降機の廃止まで保存するものとする。
- 2 所有者は、第二章第1第3項、第二章第2第2項、第二章第3第5項に規定する過去の作業報告書等第二章第5第1項の規定による定期検査報告書等の写しその他保守点検業者が適切に保守、点検を行うために必要な文書等を3年以上保存するものとする。
- 3 所有者は、所有者が変更となる場合にあっては、前2項の文書等を保守点検業者に閲覧させ、又は貸与することができるようにし、次の所有者に引き継ぐものとする。
- 4 所有者は、建築物の維持管理に関する計画、共同住宅の長期修繕計画等において、昇降機に関する事項を盛り込むとともに、その使用頻度、劣化の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う者とする。この場合において、所有者は、必要に応じて製造業者又は保守点検業者の助言その他の協力を求めるものとする。
- 5 所有者は、自ら又は保守点検業者に依頼して、エレベーターの機械室及び昇降路の出入口の戸等のかぎ、モーターハンドル、ブレーキ開放レバーその他の非常用器具並びに維持管理用の器具を、場所を定めて第三者が容易に触ることができないよう厳重に保管するとともに、使用に当たって支障がないよう適切に管理するものとする。

第三章 保守点検業者の選定に当たって留意すべき事項

第1 保守点検業者の選定の考え方

第一章第1の目的を達成するためには、昇降機に関する豊富な知識及び実務経験に裏打ちされた技術力を有する者による適切な保守・点検が必要不可欠であることから、所有者は、保守点検業者の選定に当たって、価格のみによって決定するのではなく、必要とする情報の提供を保守点検業者の求め、専門技術者の能力、同型又は類似の昇降機の業務実績その他の業務遂行能力等を総合的に評価するものとする。

第2 保守点検業者に対する情報提供

- 1 所有者は、保守点検業者の選定に当たっては、あらかじめ、保守点検業者に対して委託しようとする業務の内容を提供するとともに、保守点検業者の求めに応じて、第二章第6第1項及び第2項に規定する文書等を閲覧させるものとする。
- 2 所有者は、保守点検業者の選定に当たっては、可能な限り、保守点検業者に対して保守・点検の業務を委託しようとする昇降機を目視により確認する機会を提供するものとする。

第3 保守点検業者の知識・技術力等の評価

所有者は、保守点検業者の昇降機に関する知識・技術力等を評価する際には、別表2（略）に示す「保守点検業者の選定に当たって留意すべき事項のチェックリスト」を参考としつつ、必要に応じて、保守点検業者に関係資料の提供を求め、又は保守点検業者に対するヒアリング等の実施に努めるものとする。

第四章 保守点検契約に盛り込むべき事項

省 略

以上

7.遊戯施設の維持及び運行の管理に関する基準

第一章 総 則

(目 的)

第1条 この基準は、建築基準法（以下「法」という。）に定める遊戯施設の維持管理及び運行の管理に関する細目を定め、もって遊戯施設の安全確保に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基準において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 所有者等 遊戯施設の所有者若しくは管理者又は遊戯施設を使用し事業を営む者をいう。
- 二 運行管理者 直接、遊戯施設の運行業務を管理する者をいう。
- 三 運転者 直接、遊戯施設を運転する者をいう。

(運行管理者の選任)

第3条 所有者は、遊戯施設の運行を直接管理させるために、遊戯施設の運行に関して十分な知識及び技能を有する運行管理者を選任し、遊戯施設の運行管理をさせなければならない。

第二章 所有者の遵守事項

(運転者の選任)

第4条 所有者は、運行管理者の意見を聞いて次の一及び二に該当する者の中から運転者を選任し、遊戯施設の運転をさせなければならない。

- 一 満18歳以上で身体健全な者
- 二 遊戯施設の運転について必要な知識及び技能を有する者

(研 修)

第5条 所有者は、運行管理者、運転者その他遊戯施設の運行又は管理に係わる業務に従事する者（以下「運行管理者等」という。）に対して、当該業務遂行上必要な知識及び技能を修得させるための研修を年1回以上行わなければならない。

2 前項の研修は次の項目について行う。

- 一 遊戯施設に関する一般知識
- 二 遊戯施設に関する法令等
- 三 遊戯施設の運行及び点検の方法
- 四 悪天候時、地震発生時等に講ずべき措置
- 五 故障時又は停電時に講ずべき措置
- 六 人身事故発生時に必要な応急措置、救急方法等に関する知識及びその訓練

- 七 緊急時における関係部署への連絡方法及びその訓練
- 八 その他遊戯施設及びその利用者等の安全を確保するために必要な事項

(運行管理規定の作成)

第6条 所有者は、運行管理者等が守るべき運行の安全確保のために必要な事項について、遊戯施設の種類ごとに運行規定を定めなければならない。

(運行の中止)

第7条 所有者は、次の各号に該当する場合における遊戯施設に係わる運行の中止の基準及び講ずべき措置を定め、これを運行管理者等に周知徹底させなければならない。

- 一 悪天候時及び地震発生時
- 二 故障、停電等の緊急事態が発生し、又はその発生が予想される場合
- 三 遊戯施設に故障が発生し、又は故障の発生が予想される異常を覚知した場合

2 所有者は、前項の規定により遊戯施設の運行を中止したときは、運行再開の前に各部の点検を行い、異常のないことを運行管理者に確認させなければならない。

(救急体制)

第8条 所有者は、利用者等に係わる人身事故が発生した場合、これに適切に対処するため、次の措置を講じ、かつ、これを運行管理者に熟知させておかねばならない。

- 一 医薬品、担架、梯子等の救急用具を常備し、定置場所を明示すること。
- 二 救急のための医療機関との連携方法を定めること。
- 三 救急要員を配置すること。

(事故発生時の措置)

第9条 所有者は、遊戯施設に係わる事故が発生したときは、すみやかに次の措置を講じなければならない。

- 一 応急手当等必要な措置
- 二 医療機関への連絡
- 三 特定行政庁その他関係部署への連絡

2 所有者等は、前項に定める事故が発生した場合においては、次のとおり特定行政庁に報告しなければならない。

- 一 遊戯施設事故速報 事故が発生した時から24時間以内
- 二 遊戯施設事故詳報 事故発生した日から起算して7日以内

(点検整備等)

第10条 所有者は、法第12条第3項の規定に基づく定期検査（以下「定期検査」という。）のほか遊戯施設の構造等に応じて整備及び補修を行わなければならない。

(定期検査・点検記録簿)

第11条 所有者は、定期検査及び定期点検の結果を定期検査・点検記録簿に記載し、これを3年以上保存しなければならない。

(定期検査済証等の掲示等)

第12条 所有者は、遊戯施設ごとに定期検査済証並びに定員、利用上の注意事項、運行管理者氏名及び運転者氏名その他必要な事項を見やすい箇所に掲示しなければならない。

第三章 運行管理者の遵守事項

(運行管理規定の遵守)

第13条 運行管理者は、運行管理規定を遵守しなければならない。

(仕業点検)

第14条 運行管理者は、運行予定日には毎日、遊戯施設の運行開始前（第7条の規定により運行を中止した場合にあっては運行再開前）に試運転及び少なくとも次の各号について点検を行い、又は行わせ異常のないことを確認しなければならない。

- 一 客席部分の座席、扉、安全バンド等の状況
- 二 安全柵の状況
- 三 ブレーキ、安全装置、非常用装置等の作動状況
- 四 走路及び機械各部の状況
- 五 回転部分等を有するものは、その可動部分の状況
- 六 電圧値及び電流値の状況
- 七 油圧あるいは空圧装置を使用するものにあっては、油又は空気の洩れ、温度等の状況

(運行日誌)

第15条 運行管理者は、遊戯施設ごとに運行日誌を備え、前条の始業点検の結果、運転回数、利用者数、天候状態その他運行管理上必要な事項を運行日誌に記載し、これを1年以上保存しなければならない。

第4章 運転者の遵守事項

(運転心得)

第16条 運転者は、遊戯施設の運転をする場合においては、次の各号に定める事項及び運行管理規程を遵守しなければならない。

- 一 非常装置の操作を熟知しておくこと。
- 二 定員を超えて乗せないこと。
- 三 運転開始の合図（ベル、ブザー等）は、安全を確認してから行うこと。
- 四 運転中は、常に利用客の動作に注意を払うこと。
- 五 運転中事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに必要な応急措置を講ずるとともに運行管理者に通報すること。
- 六 運転終了後は異常の有無を運転管理者に通報すること。

以 上

8.「昇降機等の定期検査報告について(通知)」の発行ルーティング

1. 適用範囲

この基準は、定期検査結果について所定の期日までに報告がなかった場合について適用する。

2. 目的

建築基準法(以下「法」という。)第12条第3項の規定による昇降機等の定期検査の結果について報告がなかった場合には、法第101条の適用を受ける事になる。

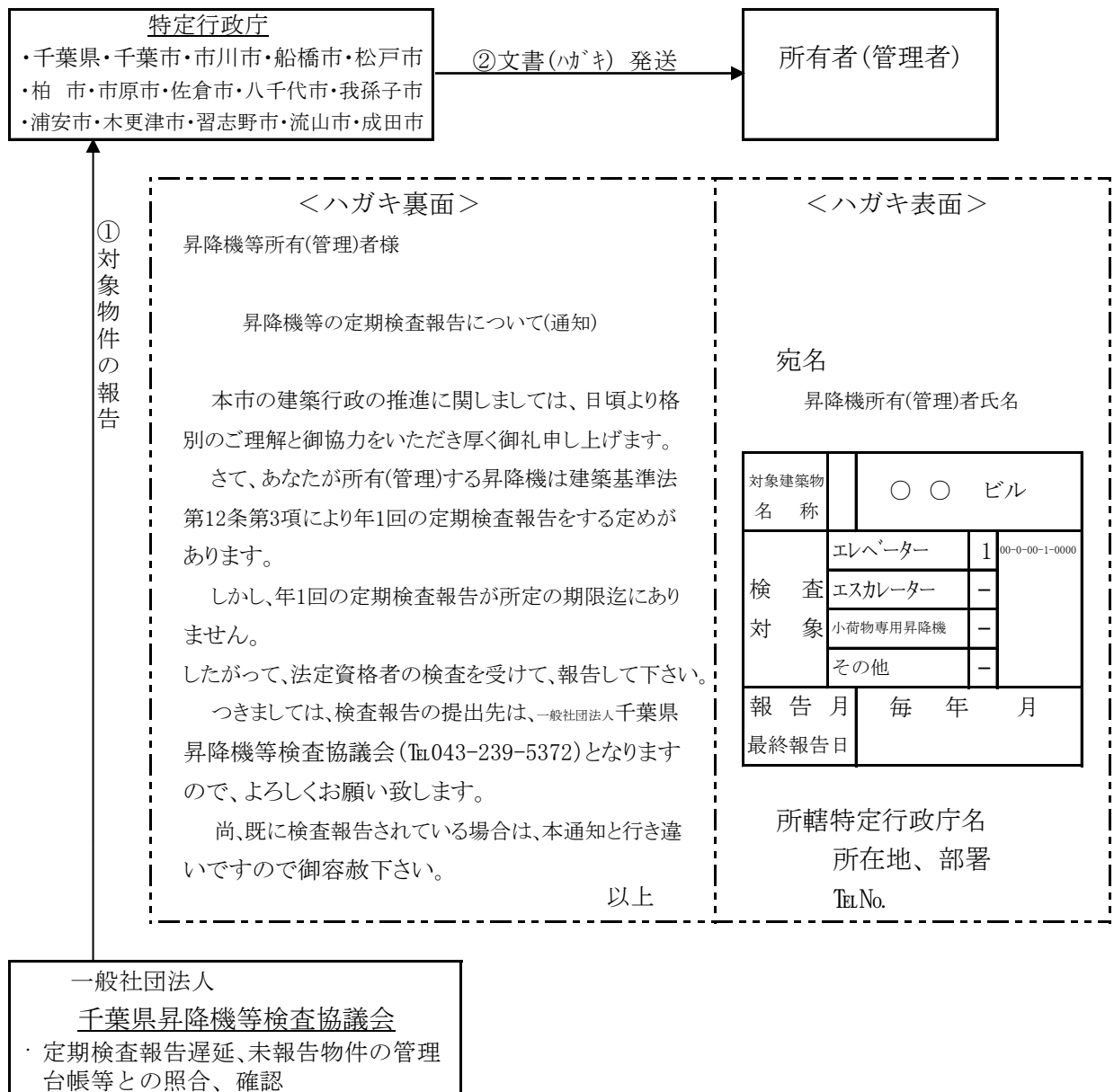
検査員は、所有者(管理者)に対し、「速やかに法定検査を受け、これを報告する」ように指導を行うこと。

3. 所有者(管理者)に対する通知状の発行について

(1) 定期検査の結果について、検査員の指導があつたにも拘らず報告がなかった場合や長期間報告がなかった場合は、所有者(管理者)あて特定行政庁より、本文書にて通知する。

(2) 本文書による通知に当っては事前に、協議会を通じ、当該検査者(社)又は該当する特定行政庁に確認する。

(3) 文書発行経路



9.昇降機及び遊戯施設に係る人身事故等の情報提供について

* 昇降機の適切な維持管理に関する指針

第2章第3 事故・災害時の対応

2 所有者は、前項の人身事故が昇降機における死亡事故若しくは重傷又は機器の異常等が原因である可能性のある人身事故に相当する場合は、昇降機事故報告書により速やかに特定行政庁に対して報告するものとし、当該報告書の作成に当たって必要に応じて保守点検業者の協力を求めるものとする。

1. 次の場合には、特定行政庁へ情報提供のこと。（国住事防第9号 令和4年5月17日）

(1) 死亡又は医療施設における治療が通常必要と認められる人身事故が発生した場合とし、以下の場合を除く。

・据付など建設作業中のもの

・昇降機又は遊戯施設の構造、維持保全又はその運行が原因でないことが明らかなもの

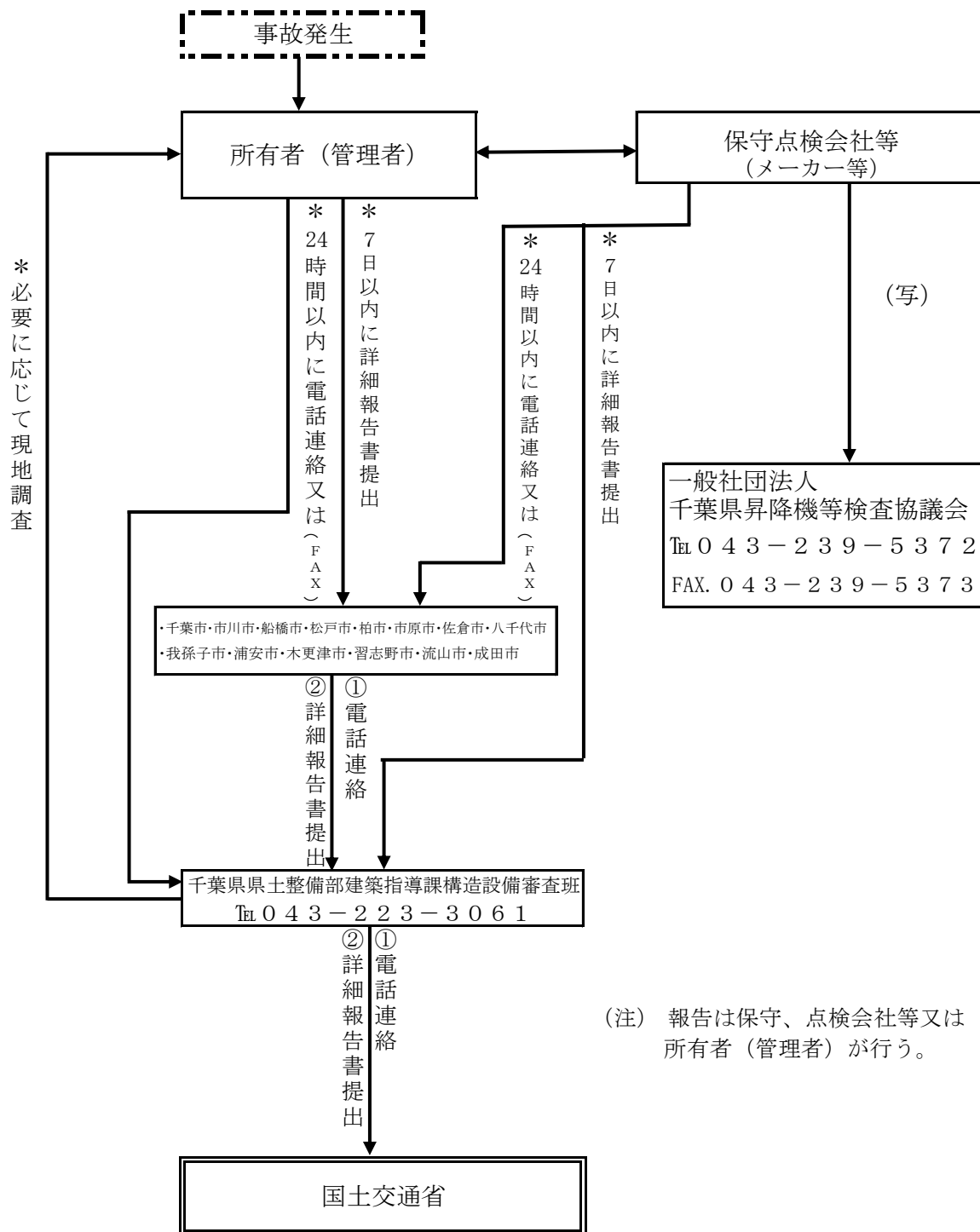
(2) (1)に掲げる程度の人身事故が生じるおそれのある事象が発生した場合とし、具体的には下表の事象が発生した場合（通常時の点検により把握され、補修されたものを除く。）とする。

エレベーター	エスカレーター	遊戯施設
☐ 戸開走行 ☐ 着床階の床レベル以外にかごがある際の戸開き ☐ 突き上げ、突き下げ ☐ かご、主要な支持部分の破損	☐ 逆走行等の以上動作 ☐ 踏段と手すりの不連動 ☐ 全体の脱落 ☐ 踏段、主要な支持部分の破損	☐ 逆走行等の以上動作 ☐ 衝突 ☐ 倒壊、崩壊 ☐ 客席部分（身体誤字装置を含む）、主要な支持部分の破損 ☐ 高架の遊戯施設における部材の落下 ☐ 身体保持装置又は扉の装着漏れ等
☐ 安全装置の不動作 ☐ 次の事象（※） ・駆動装置等の異常 ・索、釣合おもりの脱落 ☐ 発火	☐ 安全装置の不動作 ☐ 次の事象（※） ・駆動装置等の異常 ・駆動チェーン、踏段チェーンの脱落 ☐ 発火	☐ 安全装置の不動作 ☐ 次の事象（※） ・駆動装置等の異常 ・索、釣合おもりの脱落 ☐ 発火

※当該事象に対応した安全装置が正常に作動した場合は除く。

2. 1に該当しない場合でも、特定行政庁から情報提供を求められる場合があるので、その際には対応のこと。

9.「事故報告書(速報・詳報)」の報告ルーティング



特定行政庁 担当部署 担当者名
TEL e-mailアドレス

○建築物の情報

名 称 所在地
所有者 管理者 建築主
設計者 工事監理者 施工者
構 造 階数 地上 階 : 地下 階 高さ m 延べ面積 m²
用途(建築物) 用途(事故部分)

○建築物の手続等の状況

建築確認 済証年月日 年 月 日 実施機関
(計画通知)
工事着工 着工年月日 年 月 日
完了検査 済証年月日 年 月 日 実施機関

○昇降機の情報

昇降機 区 分 製造者
型式適合認定 認定番号 構造方法 認定番号
製造者 認証 認証番号 等の認定

○昇降機の手続等の状況

建築 建築確認 済証年月日 年 月 日 実施機関
物と 別申 (計画通知)
請の 工事着工 着工年月日 年 月 日
場合 完了検査 済証年月日 年 月 日 実施機関
直近の 検査年月日 年 月 日 実施者の所属
定期検査 報告年月日 年 月 日 報告間隔 か月

指摘又は特記事項の内容

直近の 点検年月日 年 月 日 点検業者
任意点検 点検方法 点検間隔 か月

○事故の状況 (事故発生箇所の写真や図がある場合は添付のこと)

事故発生 年 月 日 時
人的被害 年齢 性別 診断書 被害程度 被害内容
No.1 才
No.2 才
No.3 才
No.4 才
No.5 才

事象分類 エレベーター、小荷物専用昇降機
エスカレーター

事故の
内容

○特定行政庁の対応

事故の確知 年 月 日 時 確知の経緯
立入検査、報告聴取等 行った対応 根拠規定 摘要
No.1 年 月 日
No.2 年 月 日
No.3 年 月 日
No.4 年 月 日
No.5 年 月 日
消費者庁への報告

○関係機関の対応

現地調査
警 察 年 月 日 担当署
消 防 年 月 日 担当署
労 基 年 月 日 担当署

○事業者の対応

使 用 停 止
応 急 対 策
原因調査の状況
再 発 防 止 策

○事故の原因等

推定される
事故原因
不適合の 内 容
備 考

特定行政庁 担当部署 担当者名
TEL e-mailアドレス

○遊戯施設の情報

遊園地等の名称 所在地
一般名称 固有名称 所有者
管理者 建築主 製造者
構造方法等の認定 認定番号

○手続等の状況

建築確認 (計画通知) 済証年月日 年 月 日 実施機関
工事着工 着工年月日 年 月 日
完了検査 済証年月日 年 月 日 実施機関
直近の 検査年月日 年 月 日 実施者の所属
定期検査 報告年月日 年 月 日 報告間隔 か月

指摘又は特記事項の内容

直近の 点検年月日 年 月 日 点検業者
任意点検 点検間隔 か月

○事故の状況 (事故発生箇所の写真や図がある場合は添付のこと)

事故発生 年 月 日 時
人的被害 年齢 性別 診断書 被害程度 被害内容
No.1 才
No.2 才
No.3 才
No.4 才
No.5 才

事象分類

事故の
内容

○特定行政庁の対応

事故の確知 年 月 日 時 確知の経緯
立入検査、報告聴取等 行った対応 根拠規定 摘要
No.1 年 月 日
No.2 年 月 日
No.3 年 月 日
No.4 年 月 日
No.5 年 月 日
消費者庁への報告

○関係機関の対応

現地調査
警察 年 月 日 担当署
消防 年 月 日 担当署
労基 年 月 日 担当署

○事業者の対応

使用停止
応急対策
原因調査の状況
再発防止策

○事故の原因等

推定される
事故原因
不適合の内容
備考